解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

大阪府大阪狭山市東野東一丁目三二番地の二　財団法人大阪狭山市施設管理公社

代表清算人　小林　光明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月九日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

岡山市北区厚生町三丁目一番一五号　社団法人岡山県雇用開発協会

清算人　小野　敏行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の第五十七回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

広島県山県郡北広島町大元二五五番地　社団法人大元社

清算人　中田　晴好

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日廿日市市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

広島市中区大手町二丁目七番一〇号　廿日市市七尾土地区画整理組合

清算人代表　宮本　育生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

山口県下関市丸山町五丁目九番一〇号　特定非営利活動法人下関青い鳥動物愛護会

清算人　三浦　妙子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

熊本市水道町八番六号朝日生命熊本ビル三階　社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会

代表清算人　内野　矜自

第二十八期決算公告

平成二十二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		
流動資産		三四五、三三六
固定資産		一二、二八〇
合計		三五七、六一六
負債及び純資産の部		
流動負債		一六四、五八四
固定負債		七、五四五
株主資本		一八五、四八七
資本金		四〇、〇〇〇
利益剰余金		一四五、四八七
（利益準備金）		（一〇、〇〇〇）
（その他利益剰余金）		（一三五、四八七）
（うち当期純利益）		（一五、三七六）
合計		三五七、六一六

平成二十三年四月五日

愛知県日進市藤枝町奥廻間一二〇一番地一〇　カナレハーネス株式会社

代表取締役社長　生駒　勝典

配当公告

福島県会津若松市中央一丁目五番一二号、破産手続開始決定時の住所福島県会津若松市町北町大字始字北台八八番地の一　破産者　市橋　延隆

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成二十年（フ）第八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一四、三八五、六二六円

一、配当することができる金額

金一七、二八九、三一八円

平成二十三年四月五日

福島県会津若松市宝町五番五〇号　破産管財人　福西　宜孝

配当公告

三重県松阪市上川町三六三九番地の二二　破産者　有限会社とみじ

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第七九号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三四一、五三五、五四〇円

一、配当することのできる金額

金五、一二三、〇三二円

平成二十三年四月五日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　破産管財人　**北薗　太**

配当公告

福岡県北九州市戸畑区菅原一丁目三番一〇号　破産者　富辰工業所こと　椋野　吉隆

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十一年（フ）第一〇二六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一一、四九六、〇一一円

一、配当することのできる金額

金一五、一六五、三〇八円

平成二十三年四月五日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階－B室　破産管財人　髙橋　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市尾札部町二八七番地、最後の住所北海道茅部郡鹿部町字鹿部二五八番地七　被相続人　亡　目黒　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

北海道函館市新川町一八番一二号嶋田法律事務所　相続財産管理人弁護士　平井　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市対雁一一五番地六、最後の住所札幌市西区山の手五条九丁目三番四〇－四〇五号　被相続人　亡　桑野　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地六ＴＳ札幌ビル六階こばと法律事務所　相続財産管理人弁護士　木場　知則

第33期決算公告　平成23年4月5日

栃木県塩谷郡高根沢町大字太田1189

フタバ飼料株式会社

取締役社長　永井　康晴

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	405,865
	固定資産	125,464
	合計	531,329
負債及び純資産の部	流動負債	96,106
	固定負債	19,954
	退職給付引当金	16,706
	役員退職慰労引当金	3,248
	株主資本	415,268
	資本金	180,000
	利益剰余金	235,268
	その他利益剰余金	235,268
	合計	531,329

（注）当期純利益　34,297千円